

令和6年第4回沖縄県議会

(11月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

令和6年第4回沖縄県議会(11月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 2	条例	沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 3	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	5
乙 4	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	6
乙 5	条例	沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例	環境部	7
乙 6	条例	沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	生活福祉部	8
乙 7	条例	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	9
乙 8	条例	沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例	土木建築部	10
乙 9	条例	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土木建築部	11
乙 10	条例	沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例	出納事務局	12
乙 11	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について	公安委員会	13
乙 12	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(大東地区情報通信基盤整備工事(第2期・陸上部))	企画部	14
乙 13	議決	財産の処分について(うるま地区内賃貸工場)	商工労働部	15
乙 14	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	16
乙 15	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	17
乙 16	議決	損害賠償の額の決定について	病院事業局	18
乙 17	議決	指定管理者の指定について(平和の礎)	知事公室	19
乙 18	議決	指定管理者の指定について(沖縄県総合福祉センター)	生活福祉部	20
乙 19	議決	指定管理者の指定について(男女共同参画センター)	こども未来部	21
乙 20	議決	指定管理者の指定について(おきなわ工芸の杜)	商工労働部	22

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	議決	指定管理者の指定について(県民広場地下駐車場)	土木建築部	23
乙 22	議決	指定管理者の指定について(てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場)	土木建築部	24
乙 23	議決	指定管理者の指定について(名護中央公園)	土木建築部	25
乙 24	議決	指定管理者の指定について(沖縄県総合運動公園)	土木建築部	26
乙 25	議決	指定管理者の指定について(浦添大公園)	土木建築部	27
乙 26	議決	指定管理者の指定について(海軍壕公園)	土木建築部	28
乙 27	議決	指定管理者の指定について(平和祈念公園)	土木建築部	29
乙 28	議決	指定管理者の指定について(バンナ公園)	土木建築部	30
乙 29	議決	指定管理者の指定について(県営住宅等 北部地区)	土木建築部	31
乙 30	議決	指定管理者の指定について(県営住宅等 中部A地区)	土木建築部	32
乙 31	議決	指定管理者の指定について(県営住宅等 中部B地区)	土木建築部	33
乙 32	議決	指定管理者の指定について(県営住宅等 南部地区)	土木建築部	34
乙 33	議決	指定管理者の指定について(県営住宅等 宮古地区)	土木建築部	35
乙 34	議決	指定管理者の指定について(県営住宅等 八重山地区)	土木建築部	36
乙 35	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立宮古青少年の家)	教育委員会	37
乙 36	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立石垣青少年の家)	教育委員会	38
乙 37	議決	当せん金付証票の発売について	総務部	39
乙 38	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	40

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

雇用保険法の一部が改正され、就業促進手当が安定した職業に就いた者に限り支給されることとなったことを踏まえ、及び国家公務員の退職手当との均衡を図るため、失業者の退職手当の支給対象者に係る規定を整備する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 就業促進手当に相当する退職手当について、安定した職業に就いた者に対して支給する。
- 2 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給する。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、3は公布の日から施行する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

就業促進手当に相当する退職手当(第12条第11項第4号)

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)の成立に伴い、令和7年4月1日から、雇用保険法第56条の3で定める就業促進手当のうち、受給資格者が**職業**に就いた場合であって、一定の要件を満たしたときに支給される**就業手当**が廃止され、就業促進手当は**安定した職業**(1年超の雇用見込みのある職業等)に就いた場合であって、一定の要件を満たしたときに支給されることとされた。

これに伴い、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の一部が改正され、国家公務員の退職手当についても、同様の措置が講じられることとされた。

これらを踏まえ、条例で定める就業促進手当に相当する退職手当について、**安定した職業**に就いた者に対して支給する旨、条例の一部を改正する必要がある。

【参考】雇用保険法における**現行の**主な就業促進手当の概要

(出典:厚生労働省)

	就業手当	再就職手当	就業促進定着手当
概要	受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当口額の30%相当額を支給(再就職手当の対象とする就職を除く。)	受給資格者が 安定した職業 (1年超の雇用見込みのある職業等)に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給	基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給
給付	基本手当日額の30%相当額	支給残日数の60%(支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合 70%)に基本手当日額を乗じた額の一時金	(離職前の賃金日額－再就職後の賃金日額に相当する額)に再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数を乗じて得た額の一時金 ※基本手当支給残日数の 40%相当額 (再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、 30%相当額)が上限
受給者数 (令和4年度)	3,486人	359,734人	92,546人

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

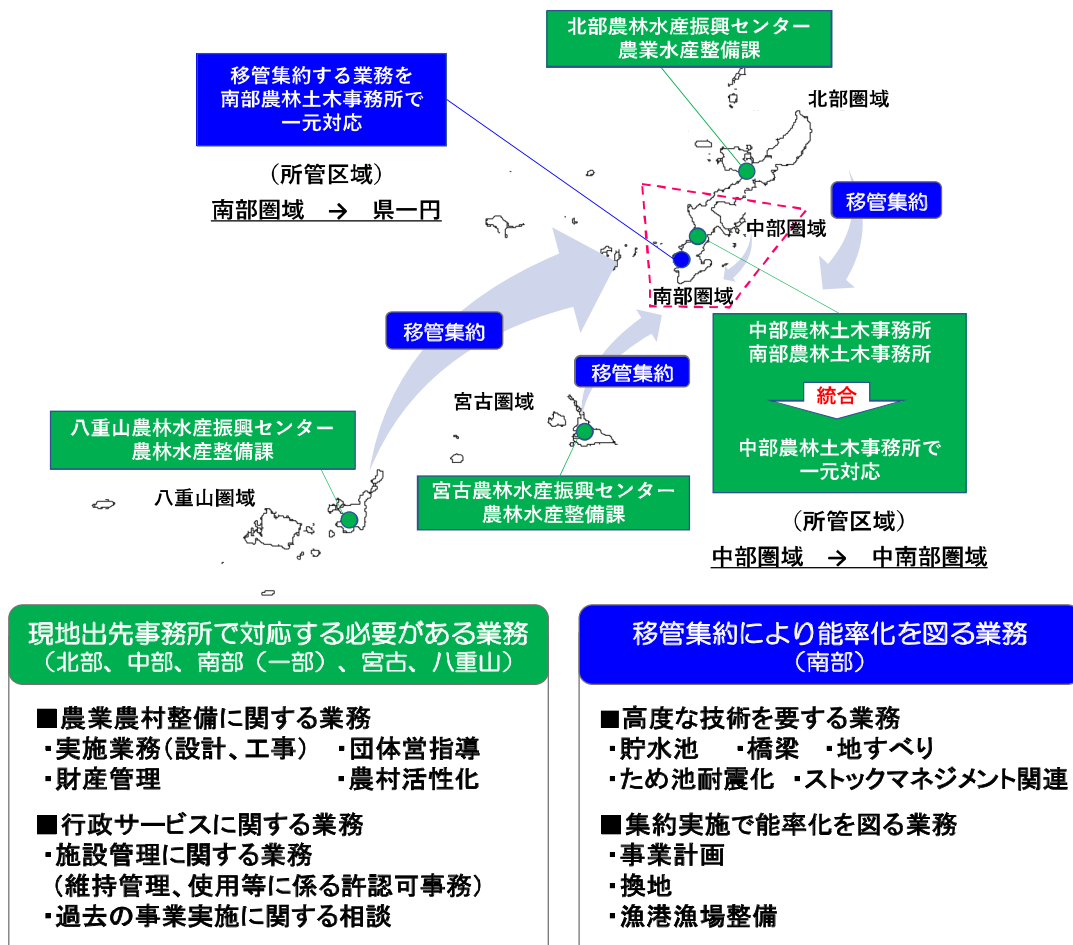
農林土木に関する事務の効率的な執行体制を構築するため、農林土木事務所及び農林水産振興センターの分掌する事務の一部について所管区域を改める必要がある。

【議案の概要】

- (1) 農林土木に関する事務の一部について、沖縄県中部農林土木事務所の所管区域に那覇市、豊見城市、糸満市、南城市及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）を加える。（第6条関係）
- (2) 農林土木に関する事務の一部について、沖縄県南部農林土木事務所の所管区域を県一円とする。（第6条関係）

【説明】

組織再編の概略図



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

旅券法施行令（平成元年政令第122号）の一部が改正されたことに伴い、一般旅券発給手数料の額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 一般旅券発給手数料の額を改める。
- 2 この条例は令和7年3月24日から施行する。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

現在の一般旅券発給手数料は、申請形態の別に関係なく2,000円だが、改正後は申請形態別に額を改める。

手数料の名称	申請形態	手数料		手数料の名称	申請形態	手数料
一般旅券発給手数料	書面申請	2,000		一般旅券発給手数料	書面申請	2,300
		(4,000)				(4,300)
	電子申請	2,000			電子申請	1,900
		(4,000)				(3,900)

※括弧書きの金額は、令和5年3月27日以降（現行手数料の施行日）に旅券の発給を申請し、未交付失効後5年以内に再交付する場合の手数料

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

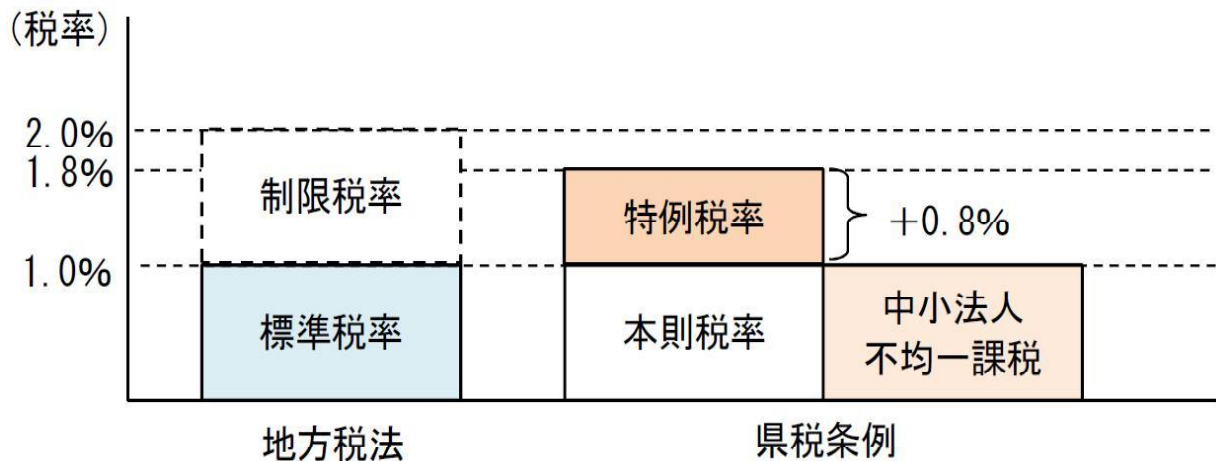
法人の県民税の法人税割の税率の特例について、その特例により得られる収入を引き続き社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源に充てるため、その適用期限を延長する必要がある。

【議案の概要】

- 1 法人の県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を令和12年5月31日まで延長する。
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

【説明】

社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費に充てるため、法人の県民税の超過課税（1.0%→1.8%）の適用期限を5年間（令和7年6月1日～令和12年5月31日）延長する。



現適用期限：令和7年5月31日まで

延長後期限：令和12年5月31日まで

提出議案の概要

【環境部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

【議案提出の理由】

県民の動物の愛護に関する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止するため、多数の犬又は猫の飼養の届出を義務付ける等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。
- 2 県は、動物の愛護に関する普及啓発、殺処分がなくなることを目指した動物の返還及び譲り渡しの推進、市町村等との連携等の施策を実施する。
- 3 動物のみだりな繁殖の防止、首輪やマイクロチップ等による所有者明示、適正な数の飼養等を所有者等の遵守事項として規定する。
- 4 所有者等が不明な猫への給餌等について、周辺的生活環境に支障を生じさせないよう方法を定める。
- 5 多頭飼育崩壊のおそれを把握し、発生を未然に防ぐため、10以上の犬又は猫の飼養の届出を義務付ける。
- 6 人の生命等への危害を未然に防止するため、特定動物が逸走した際に講じる措置や事故発生時の届出について定める。

【説明】

『沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例』（案）の概要			
目 的 (第1条)	・動物愛護に関する意識高揚 ・動物の虐待及び遺棄の防止 ・人の生命、財産等に対する侵害の防止 ・生活環境及び自然環境の保全 ➡ 人と動物の共生する社会の実現		定 義 (第2条)
責 務	県(第3条) 県民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるための施策を策定し、実施する	県民(第4条) 動物の愛護及び管理についての理解を深め、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努める	動物の所有者(第5条) 所有者は動物の終生飼養に努め、やむを得ない事情により困難となった場合には自らの責任で譲渡するよう努める
	動物の愛護及び管理に関する施策 普及啓発等(第6条) 県が行う普及啓発等について規定 返還及び譲渡の推進(第7条) 殺処分がなくなることを目指して、県で収容した動物の返還・譲渡等の推進 市町村等との連携(第8条) 市町村、動物愛護団体等との連携	愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等(第9条) 多頭飼養の届出(第11条・第12条) 罰 則 過料(第24条)	所有者又は占有者を確知することができない猫への給餌等(第10条) 特定動物の緊急時の措置等(第13条・第14条) 罰 金(第22条) 両罰規定(第23条)
動物愛護管理員(第18条)		指導及び助言(第15条) 報告の徴収(第16条) 立入検査(第17条)	
市町村への協力(第19条)		委 任(第21条) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める	
市町村条例との関係(第20条)		附 則 ・令和7年7月1日から施行 ・条例の施行後3年を目途として見直す	

提出議案の概要

【生活福祉部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設の生活指導等に関する基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 救護施設に対し、個別支援計画の作成を義務付ける規定を新設する。
- 2 更生施設に対し、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成するよう規定を改める。
- 3 その他所要の改正を行う。

【説明】

- 1 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(厚生労働省令)が、令和6年8月30日に公布され、同年10月1日より施行となった。
- 2 改正の概要：救護施設等における個別支援計画作成の義務化
- 3 趣旨・効果
救護施設及び更生施設において、入所者の意向・ニーズを的確に把握し、これを尊重した質の高い適切な支援を実現するため、入所者ごとの「個別支援計画」を作成するものである。

設置主体：社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団

よみたん救護園



提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第7号議案 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

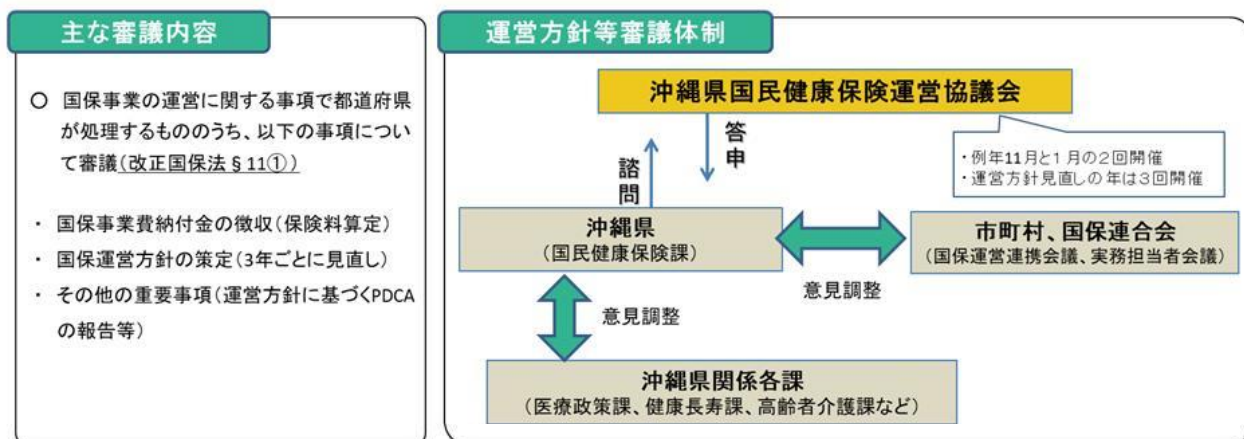
- 1 国民健康保険法に定められている被保険者証の廃止に伴い、施行令第1条で規定する被保険者証の返還を求める保険料滞納者の対象から除かれる「特別の事情」も併せて廃止されることとなったことから、施行令第2条から第4条において条が繰り上がる。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

施行令第3条第5項の規定により都道府県協議会の委員の定数は、条例で定めることとされており、国民健康保険法施行条例第4条で規定している。

施行令の一部改正により、施行令第3条が第2条に繰り上がったことから、当該改正に合わせて、条例第4条で規定する施行令の条項を改める必要がある。

沖縄県国民健康保険運営協議会について



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第8号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

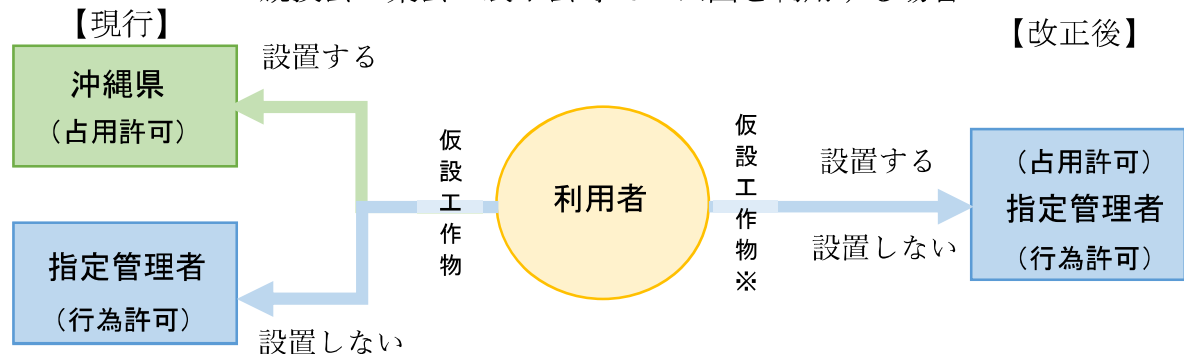
【議案提出の理由】

競技会、集会等のために仮設工作物を設けて都市公園を占用しようとする者に対する占用許可の一部を指定管理者が行えるようにするとともに、都市公園の使用料及び有料公園施設等の利用料金の基準額について、適正化を図る等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 国家戦略区特別区諮問会議（令和4年12月開催）において、地方公共団体が設置する都市公園における都市公園法第7条第1項第6号に該当する事項のうち一定の条件を満たすものについては、同法第6条第1項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能にすることについて、後日通知することが示された。これを受け、国土交通省は、同法第7条第1項第6号に該当する事項のうち、一定の条件を満たすものについては同法第6条第1項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能とする旨の通知を令和5年3月に発出した。
- 2 1を踏まえ、これまで県が行っていた都市公園法に基づく占用許可の一部を指定管理者に行わせるために必要な規定を定める必要がある。
- 3 社会経済情勢の変化を勘案し、都市公園の使用に係る使用料及び指定管理者の許可を受けて行う行為又は有料公園施設等の利用に係る料金の基準額の適正化を図る必要がある。
- 4 主な改正は以下のとおり。
 - (1) 指定管理者による都市公園の占用の許可の規定を定める。
 - (2) 知事及び指定管理者に対して届け出る事項を整理する。
 - (3) 指定管理者の業務についての規定を整理する。
 - (4) 指定管理者の許可を受けて都市公園を占有する者の利用料金を定める。
 - (5) 都市公園の使用料及び利用料金の基準額を改める。
- 5 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、(5)は、令和7年4月1日から施行する。必要な経過措置等を定める。

【説明】



※指定管理者に委任されるのは「当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に対する定型的な占有許可」に限定され、それ以外の仮設工作物の設置は、従前どおり県が許可する。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第9号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の範囲が拡大され、及びこれに伴う比較的容易な適合性の判定方法が定められたことを踏まえ、建築物の確認申請手数料の額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 手数料の額の改定
- 2 条例の規定を整理する。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。

【説明】

- 1 手数料の額の改定

(1) 省エネ基準の審査における建築物の確認申請手数料等の加算額を設定

件 名	内 容
建築物の確認申請手数料の加算額及び建築物の完了検査申請手数料の加算額	建築基準法に基づく建築確認申請及び完了検査申請時における建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合の手数料の加算額を設定する。

(2) 建築基準法改正による審査範囲の拡大に伴い業務が増えること、及び、事務の実態を考慮して手数料の適正化を図る。

件 名	改正前	改正後
確認申請手数料の額 建築物の確認申請手数料 床面積の合計が 30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの ほか 14 件	13,000 円 ほか 14 件	19,000 円 ほか 14 件
完了検査申請手数料の額 建築物の完了検査申請手数料 中間検査を受けていないもの 床面積の合計が 30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの ほか 20 件	17,000 円 ほか 20 件	25,000 円 ほか 20 件
中間検査申請手数料の額 建築物の中間検査申請手数料 床面積の合計が 30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの ほか 11 件	16,000 円 ほか 11 件	23,000 円 ほか 11 件

- 2 条例において規定している建築基準法の引用条文に項ずれが生じたため、規定の整理を行う。

提出議案の概要

【出納事務局】

【議案名】

乙第 10 号議案 沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例

【議案提出の理由】

物品の集中購買を行う目的で設置された沖縄県物品調達基金は、物品の調達に関する事務の簡素化を図るため物品の調達方法を見直したことに伴い、廃止する必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県物品調達基金条例は、廃止する。
- 2 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

【説明】

- 1 県は、物品の集中購買を実施することにより、物品の調達に関する事務を円滑、かつ、効率的に行うため、昭和 47 年に沖縄県物品調達基金（以下「基金」という。）を設置した。
- 2 基金は、これまでの行政改革などの取組において、対象物品が見直され、現在は常時需要のある共通的な物品及び沖縄県財務規則で定める様式類の印刷に限定されたことにより活用機会が減少している。また、平成 30 年度の業務プロセス見直しにおいて、事務手続が煩雑で今後の「基金のあり方」を検討するよう指摘がなされている。
加えて、令和 7 年度から導入される新しい財務会計システムには、基金に係るメニューが搭載されておらず、これを搭載するためには追加の費用が生じる。
- 3 2 を踏まえ、物品の調達に関する事務を簡素化し業務負担の軽減を図るため、基金を活用した調達方法を見直したことから、基金を廃止することとした。

【これまでの行財政改革の取組】

平成 21 年度 物品管理課の業務効率の改善を図る観点から、基金のあり方を検討。

平成 27 年度 基金の対象物品から、「被服」を除外した。

平成 30 年度 基金の対象物品を、常時需要のある共通的な物品及び沖縄県財務規則で定める様式類に限定し、その他の物品は入札等の契約前までの手続を物品管理課で行い、契約・支出は部局で行う運用に変更した。

【廃止までのスケジュール】

令和 6 年 10 月～12 月 11 月議会での議案可決後、基金廃止条例を公布。

令和 6 年 12 月～

- 令和 7 年 3 月
- ①事業者等への周知
 - ②基金関係規則等の改廃
 - ③基金廃止条例の施行（令和 7 年 3 月 31 日）、
残余金の一般会計への繰入

提出議案の概要

【警察本部】

【議案名】

乙第 11 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

道路交通法の一部が改正され、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定が整備されたことに伴い、特定免許情報の記録に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

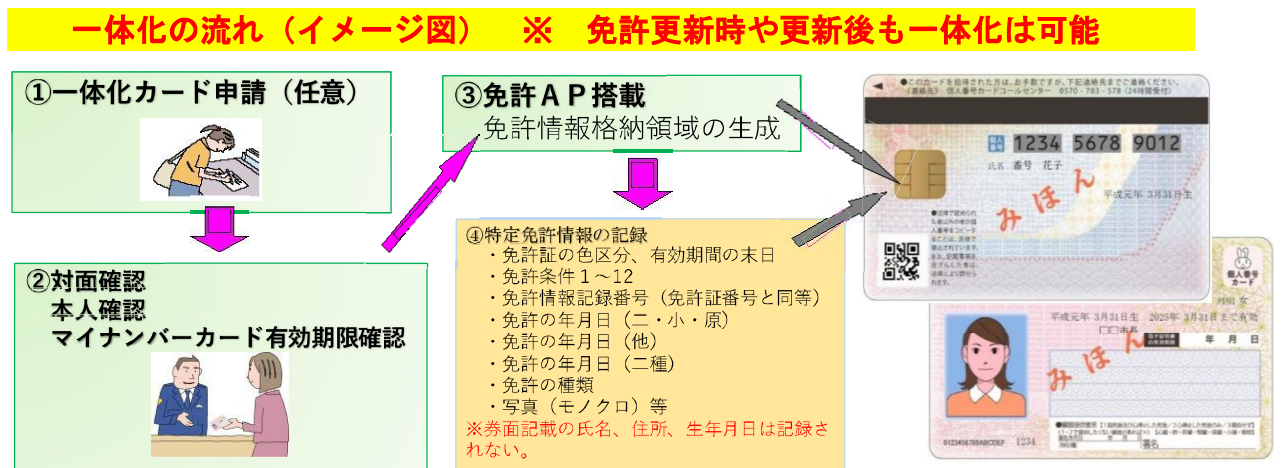
【議案の概要】

- 1 道路交通法の一部を改正する法律が施行され、運転免許に係る一定の情報を特定免許情報として個人番号カードに記録するための規定が整備されたことに伴い、特定免許情報記録手数料の徴収根拠を定める。
- 2 運転免許の更新時に受講する優良運転者に対する講習及び一般運転者に対する講習について、オンラインによる講習の手数料の徴収根拠を定める。
- 3 平成 30 年以降の物価の高騰による物件費の上昇や人件費単価の上昇を踏まえた手数料額の改定を行うため、道路交通法施行令の一部が改正されることに伴い、運転免許試験手数料等の額を改める。

【説明】

- 1 特定免許情報の記録について

免許を受けようとする者や免許証を所持する者から申出があれば、免許センター等において、マイナンバーカードの IC チップへ免許アプリを登載（免許情報格納領域の生成）し、免許情報を免許アプリへ記録することをいう。



- 2 免許の保有形態

本人の希望に応じ、免許証と免許情報が記録されたマイナンバーカード（以下「一体化カード」という。）の両方を所持することも可能で、自動車等を運転するときは、免許証又は一体化カードのいずれかを携帯することが必要となる。

提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第 12 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(大東地区情報通信基盤整備工事 (第 2 期・陸上部))

【議案提出の理由】

大東地区情報通信基盤整備工事 (第 2 期・陸上部) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「2,839,100,000 円」を「584,263,900 円」増額し、「3,423,363,900 円」に変更する。

【説明】

本工事は、南大東島と北大東島を結ぶ高速大容量の中継伝送路（海底光ケーブル等）の陸揚管路を整備するものである。

今回の変更は、海底光ケーブル陸揚管路敷設のための掘削において、必要な掘削補助工法（セメンチング）の回数が当初設計より増加したことから、工事の増額変更を行うものである。

- 1 契約金額（変更前） 2,839,100,000 円
- 2 契約金額（変更後） 3,423,363,900 円
- 3 契約の相手方 西日本電信電話株式会社沖縄支店
支店長 古江健太郎

